



## 土木系工事における現場環境改善費の実施要領

### 1 目的

本要領は、周辺住民の生活環境への配慮及び一般住民への建設産業の広報活動、建設工事従事者の作業環境の改善を行うために実施する現場環境改善費の運用について必要な事項を定めることにより、適正な執行に資することを目的とする。

### 2 対象工事

土木建築部が発注する土木系工事のうち、すべての屋外工事を対象とする。ただし、工事内容により実施が困難なもの及び効果が期待できないものについては、対象外とする。

### 3 実施方法

- (1) 受注者は、現場環境改善に取り組み、その内容を現場環境改善費として設計計上を希望する場合は、実施前に工事打合せ簿にて、内容の分かる資料及び該当する計上項目を記載のうえ、発注者に提出する。
- (2) 発注者は、受注者から提出のあった工事打合せ簿の内容を精査し、設計計上する内容として評価できるか回答する。また、再編関連特別地域整備事業、防衛施設周辺道路整備事業の場合は、設計計上する内容として評価できると回答した場合は、事業主管課に報告する。
- (3) 受注者は、設計変更に係る協議を行う前に、工事打合せ簿にて実施状況の分かる資料及び現場環境改善に資する経費の見積書を発注者に提出する。

### 4 積算方法

#### 4—1 山口県設計標準歩掛表（一般共通編）により現場環境改善費を積算する場合

##### (1) 基本的な考え方

- ア 現場環境改善費に要する費用は、原則として当初設計からは計上せず、変更設計により計上するものとする。
- イ 主に現場の施設や設備に対する熱中症対策・防寒対策に関する費用については、率分での計上ではなく、対策の妥当性を確認の上、積み上げ計上を行うものとする。なお、積み上げ計上する場合は、現場の施設や設備に対する熱中症対策・防寒対策の妥当性と、現場管理費に計上される作業員個人の費用と重複がないことを確認し率分で計上される額の100%を上限とする。なお、率分での計上をしない工事であっても、熱中症対策・防寒対策が必要な場合は積み上げ計上することが出来るものとする。
- ウ 費用が巨額となるなど、現場環境改善费率分で計上することが適当でないと判断されるものは、その費用を「物価資料」または見積もり等により積み上げ計上するものとする。

## (2) 積算方法

- ア 算出方法は、「山口県設計標準歩掛表（一般共通編）第9章土木請負工事に  
おける現場環境改善費の積算 3. 積算方法（1）イ」によること。
- イ 率に計上されるものは、別表-1の内容のうち、原則として各計上費目（現場  
環境改善のうち仮設備関係、営繕関係、安全関係及び地域連携）ごとに1内容ず  
つの合計4つの内容を基本とした費用であり、受注者から提出のあった見積書  
の合計金額が、率計上分よりも高価である場合に設計計上する。  
また、選択にあたっては地域の状況・工事内容により組み合わせ、実施費目数  
及び実施内容を変更しても良い。
- ウ 積み上げ計上分（ $\alpha$ ）に計上するものは、「熱中症対策・防寒対策に関する費  
用」及び「巨額となるため率分で計上することが適当でないと判断されるものの  
費用」である。
- エ 経費率は現場環境改善費の各費目を1本化した全体での率である。
- オ 現場環境改善に関する費用の対象額は5億円を限度とする。

## 4—2 山口県設計標準歩掛表（港湾編）により現場環境改善費を積算する場合

### (1) 基本的な考え方

現場環境改善費に要する費用は、原則として当初設計からは計上せず、変更設  
計により計上するものとする。

### (2) 積算方法

- ア 算出方法は、「山口県設計標準歩掛表（港湾編）第1部港湾土木請負工事積算  
基準 第2章工事費の積算 2節間接工事費 2-1 1-3 積算の方法」及び   
「熱中症予防・防寒対策に関する費用計上について（国土交通省港湾局技術企画  
課 令和7年7月4日）」によること。
- イ 率に計上されるものは、「山口県設計標準歩掛表（港湾編）第1部港湾土木請  
負工事積算基準 第2章工事費の積算 2節間接工事費 2-1 1-2 現場環  
境改善費の構成」の費用であり、受注者から提出のあった見積書の合計金額が、  
率計上分よりも高価である場合に設計計上する。

## 5 留意事項

- ・ 現場環境改善費は共通仮設費（積上分）において設計計上すること。
- ・ 現場環境改善費として設計計上する内容は、工事成績評定の加点対象としない。
- ・ 効果が期待できない内容（第三者がいない工事現場でのPR看板の設置など）や  
当該工事との直接の関係のない内容（エアコンの購入のみで現場事務所へは設置  
しない場合など）については、評価や費用計上の対象としない。

- ・ 見積書作成にあたっては、以下に留意すること。
  - 施設や設備について、リース品の場合は、当該工事における施設・設備の設置期間分のリース費用を計上する。
  - 購入品の場合は、当該工事における施設・設備の設置期間分の減価償却費を計上する。
  - 施設・設備の種類や規模及び設置期間については、受発注者協議の上、決定するものとする。
  - 間接工事費率、一般管理費等率計上分を含め、別に費用計上している内容については、現場環境改善費として費用計上の対象としない。それらに計上されている内容をグレードアップして使用する場合は、通常品との差額については、費用計上の対象とするため、通常品との差額のみ見積書に記載すること。
- ・ 事例に掲載がない内容であっても、趣旨に沿う内容であれば評価してもよい。

## 6 その他

この要領に定めのない事項については、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

### 附則

この要領は、令和4年10月1日から適用する。

この要領は、令和6年4月1日から適用する。

この要領は、令和7年4月1日から適用する。

この要領は、令和8年4月1日から適用する。

(山口県設計標準歩掛表(一般共通編)を適用する工事の場合)

[別表-1]

計上項目	実施する内容(率計上分)	実施する内容の事例
現場環境改善 (仮設備関係)	1. 昇降設備の充実 2. 環境対策の充実 3. ICT設備の充実 4. 作業負荷の低減	<ul style="list-style-type: none"> <li>・昇降用モノレールの設置</li> <li>・斜路通行用にステップ階段を設置</li> <li>・緑化プランターの設置</li> <li>・太陽光発電の使用</li> <li>・LED照明の使用</li> <li>・防音・防塵・防震施設の設置</li> </ul>
現場環境改善 (営繕関係)	1. 現場事務所の快適化(女性用更衣室の設置を含む) 2. 労働者宿舍の充実 3. 現場休憩所の快適化(交通誘導警備員待機室を含む) 4. 衛生設備・厚生施設の充実等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・冷蔵庫、湯沸かし器、ウォーターサーバーの設置</li> <li>・現場事務所に温水シャワー設備を設置</li> <li>・快適トイレの設置</li> <li>・個人ロッカー付更衣室の設置</li> <li>・エアコン付き誘導員休憩所の設置</li> <li>・土足厳禁のカーペット、畳スペースの設置</li> </ul>
現場環境改善 (安全関係)	1. 工事標識・照明等安全施設の充実 2. 盗難防止対策(警報器等) 3. 健康関連施設の充実 4. 野生生物・害虫対策等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・キャラクターバリケードの設置</li> <li>・盗難防止の対人センサーライト、警報機の設置</li> <li>・監視カメラの設置</li> <li>・加湿器・空気清浄機の設置</li> <li>・熊撃退スプレーの設置</li> </ul>
地域連携	1. 広報活動等(完成予想図、パンフレット、工法説明、PR看板等) 2. 見学会・イベント等の開催(見学施設等設置・管理運営等含む) 3. 社会貢献・地域対策費等(地域行事等の経費含む) 4. 現場景観向上(美装化・デザイン看板等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・完成予想図を現場に掲示</li> <li>・工法説明図を現場に掲示</li> <li>・工事の週間及び全体工程を現場に掲示</li> <li>・定期的に工事工程表を近隣住民へ配布</li> <li>・イラスト付きや工事PR看板を設置</li> <li>・工事パンフレットの配布</li> <li>・工事見学会の開催</li> <li>・職場体験会の実施</li> <li>・地域の清掃活動に参加</li> <li>・防犯パトロールに参加</li> <li>・現場周辺の清掃、草刈を実施</li> </ul>

[別表-2]

計上項目	実施する内容(積み上げ分)	実施する内容の事例
現場環境改善 (安全関係)	1. 避暑(熱中症予防 <sup>※</sup> )・防寒対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ジェットヒーターの設置</li> <li>・冷暖房施設の設置</li> <li>・ミストファンの設置</li> <li>・簡易テント及び移動式エアコンの設置</li> <li>・大型扇風機の設置</li> </ul>

※ 現場管理費に係る内容(主として作業員個人に対する対策)については、「熱中症対策に係る現場管理費の補正」にて費用を計上するものとし、現場環境改善費としては計上しない。  
(熱中症対策に係る現場管理費の補正によるものの例:塩飴、経口補水液、空調服等)